

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

亀山市

2 構造改革特別区域の名称

亀山市あんしんあんぜん給食特区

3 構造改革特別区域の範囲

三重県亀山市の一部（関町及び加太地区）

4 構造改革特別区域の特性

本市は、旧亀山市と旧関町が平成 17 年 1 月 11 日に合併し誕生した。

旧東海道など街道に恵まれた歴史文化と、鈴鹿山系や鈴鹿川水系などを代表とする自然豊かな都市である。また、中部圏と関西圏の中間に位置するという立地条件を活かし内陸型工業都市として発展し、既存の産業基盤に加え、液晶産業の一貫生産拠点の立地により、各地から大きく脚光を浴びている。総面積は、190.91 k m²で東西に 21.4 km、南北 18.7 km、となっており、本市の人口は、平成 20 年 4 月 1 日現在で 50,001 人となり、男性 25,018 人、女性 24,983 人、世帯数 19,622 戸である。

また、貴重な文化財や名所旧跡が数多く残るまちであり、関地区はその名の由来通り、古代三関のひとつ、鈴鹿の関が置かれていた場所である。中でも「関宿」は、江戸時代には東海道 53 次の 47 番目の宿場町として参勤交代や伊勢参りの人々などで賑わった。現在、旧東海道の宿場町のほとんどが旧態をとどめない中であって、唯一歴史的な町並みが残ることから、昭和 59 年には国の重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

その一方で、企業誘致にも積極的に取り組み、三重県のクリスタルバレー構想の中核にも位置付けられている、亀山・関テクノヒルズ工業団地において、大型液晶テレビを生産する工場が立地されるとともに新名神高速道路の建設に伴い、周辺都市の牽引役としてさらなる発展が期待されている。

このような企業誘致等により、住宅環境も大きく変化し、人口増加とともに、世帯数も増加しつつある。しかし、核家族化の傾向をうけ、年々、1 世帯あたりの人数が少なくなっている状態である。

すべての子どもが健やかに成長していくことは、世代間のバランスのとれた健全な地域社会の発展に不可欠な要素であるが、子育ての負担などの理由から急激な少子化が進む一方、家庭や地域における子どもの養育機能が弱まってきている状況にある。

本市では、公立保育所 9 園、私立保育所が 4 園の計 13 保育所がある。その内、市立関保育所（旧町立）は昭和 30 年度から、市立加太保育所（旧町立）は昭和 45 年度から開設した。

また、関保育所、関幼稚園の施設の老朽化と園児数の減少等により、平成 16 年度に幼・保合築園舎乳幼児センターアスレを建設した。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、合併前から保有する施設の洗い出し・再編によって、市立保育所と市立幼稚園の施設の共有、共用を実施し、平成 16 年度において、保・幼合築園舎乳幼児センターアスレを建設し、市立保育所と市立幼稚園で同じ体験や就学前教育が受けられるよう保幼交流を推進している。本計画は、これらの一環として、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を活用することにより、加太保育所に乳幼児センターアスレで調理した給食を外部搬入するものであるが、これには、

- (1) 食育の考え方により年齢別、発達段階別に内容を定めて、望ましい食習慣の習得に努める。
- (2) 山間部に位置し、過疎化で園児が減少していく保育所に対し、拠点保育所からの給食提供により、給食経営の合理化に努める。
- (3) 子どもたちが、食材の生産者が身近なものであることを認識し、食物生産に興味を持つとともに、生産過程を学ぶきっかけとする。

というような意義がある。

このように、「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」を行うことにより、山間地域での小規模の保育所経営を合理化し、保育行政の経費を節減し、その節減された財源を、児童福祉の充実のための経費に充てる。

6 構造改革特別区域計画の目標

保育所、幼稚園の給食を乳幼児センターアスレから搬入することにより、効率的かつ経済的に給食を提供することができる。また、保幼一貫した「食育」を推進する。これにより、食に対する関心を高め、幼児期から望ましい食習慣を身につけることや、保護者に対して子育てをしていくうえでの食の重要性を啓発し、生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、生活の質の向上をめざしていく。

また、少子化が進行し幼児の数が減少するなかで、保育所と幼稚園に分かれた少人数の保育形態は成り立ちにくい。特に幼児期は、人間形成の基礎づくりにおいて最も重要な時期であり、子どもたちが集団生活の中から、一人ひとりが自立心を持ち、生活習慣の形成や心身の発達などを育むことが大切と考えている。そこで、保育園児、幼稚園児を統一の

カリキュラムにより指導、教育することで、子どもたちの豊かな人間性、社会性、創造性を育む場とするとともに、保護者の子育てへの不安を解消することを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

新鮮で安心安全な地元農産物を取り入れた給食を提供し、幼児期からの一貫した食育を推進することにより、子どもたちはもとより保護者に対しても食の重要性、地元農産物や農業への関心を高め、食育の大切さを教え、心ゆたかな人間形成を図ることが可能となる。

また、乳幼児センターアスレにおいて、保育所、幼稚園の給食を集中調理することにより、食材の一元購入や調理設備等の集約化が図られ、保育所での調理業務の経費を節減することが可能となる。こうして図られた保育所運営経費の節減分を活用することにより、厳しい市財政の中で、本市における保育サービスの充実と児童福祉の向上を図る。

8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

[あんしん・あんぜんな食育の推進]

一貫した食育を通じ、望ましい食習慣の定着や、心身の健全な育成を図る。また、地域の農産物等を取り入れた安心・安全な食育を図り、保育の充実と児童の健全育成を図る。

別紙

1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

2 当該規制の特別措置の適用を受けようとする者

亀山市立加太保育園

3 当該規制の特別措置の適用の開始の日

構造改革特区計画の認定の日

4 特定事業の内容

現行施設で調理余力がある乳幼児センターアスレから給食の外部搬入を行う。これにより、保育所の効率的運営を図り、節減費用を保育サービスの充実に充てることができ、子育て支援少子化対策推進につなげる。

外部搬入による加太保育所の移動所要時間は配送開始から搬入完了までは、30分程度である。

食育を保育の重要課題ととらえ、給食を通じた「食育教育」を推進する。

5 当該規制の特例措置の内容

公立保育所の外部搬入を実施するにあたっては、平成20年4月1日雇児発第0401002号により「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について」における留意事項を遵守する。

(設備について)

調理する乳幼児センターアスレにおける設備面については、調理室として必要な加熱、保存、配膳等のために必要な機能を有している。

搬入先の加太保育所においては、加熱、保存、配膳等のために必要な設備及び配膳に必要なスペースを有している。

(食事の提供について)

調理方法については、園児の年齢や発達段階、健康状態に応じた味付け・固さ・大きさを工夫するとともに、特に3歳未満児については刻み食とするなど、食べやすく飲み込みやすくなるよう工夫をし、発育状況に配慮した給食を提供する。また、食物アレルギーの状況を養育者から聞き、職員が把握するとともに、乳幼児センター内でそれぞれ別途に対応する。体調不良児への対応は保育所において一人ひとりの子どもの体調を把握し、保育

中に体調が悪くなった児童については嘱託医などに相談し、水分や適切な食事ができるように配慮する。

また、月 1 回、市管理栄養士、各保育所給食調理員による給食会議を実施し、献立は必要な栄養量の確保、行事食等を取り入れたものとする。

(委託契約について)

公立保育所における外部搬入については、保育所と搬入元である乳幼児センターアスレとの間で委託内容の契約書を締結することが原則であるが、本市の場合市の別の保育所での調理を行う方式であり、いずれも設置者は市長であり、契約の締結は困難であるためセンター長と保育所長との間で覚書を締結し、委託内容を明確にして基準を遵守する。

(衛生面について)

乳幼児センターアスレで調理する給食については、センター長が検食を行い、乳幼児センターから保育所へ搬入後の給食についても、配膳前に園長が検食を行い、安全性を確認した後に児童の給食として提供する。乳幼児センターから給食を搬入する該当保育所までの移動所要時間は配送開始から搬入完了までは30分程度である。また、調理室の保存検食用冷凍庫で2週間の保存を行う。

衛生基準については、「保護施設等における調理業務について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定及び「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」を厳守し、保健・衛生面、栄養面について保健所による助言・指導・相談等に従い適正な運用に努める。

また、給食搬入についても、「学校給食衛生管理の基準」にしたがい、徹底した指導管理、点検確認に努めており、運搬容器、車輛の衛生管理についても「保育所（園）衛生管理マニュアル」に従い衛生管理に努めている。食缶は保温性の高い二重食缶を使用している。専用コンテナに收容し、専用運搬車で搬送、受領、配膳にも衛生管理のもとに実行しており、コンテナや食缶は使用後洗浄を行い、食缶については消毒保管庫で消毒保管している。

調理は、ドライ方式を行っており、汚染区域と非汚染区域を完全分離し2次汚染防止対策を講ずるなど衛生管理に努めている。食品の温度管理、調理員の研修、健康管理を怠りなく、保健所の指導、助言等に従い適正に運用する。

(食育について)

栄養素量、食育については、常に栄養素量の確保に努め、保育所における食育に関する指針をもとにした食育プログラムに添って発育、発達段階に応じた食事の提供をする。保育所は集団生活のため、給食は、基本的な生活習慣のひとつと考えており、食べ方、姿勢、偏食については、無理せず個々の状況に応じて対応し、「楽しく食べる」ために言葉かけや好きな友達と一緒に座って食べる工夫などしている。また、食育を推進する観点から、地元で生産される農産物をふんだんに取り入れ、地産地消を図るとともに、児童が安心安全して食べられる給食とする。

【乳幼児センターアスレ配送スケジュール】

配送車（給食センター）1台で配送

10：15 配送開始（給食センター）

↓

①乳幼児センターアスレ 10：20 着

↓

②加太保育園 10：50 着 10：55 配送完了

↓

③関中学校 11：30 着

関小学校 11：40 着

加太小学校 11：50 着 12：00 配送完了

13：30 回収開始

↓

①関中学校 11：50 着

↓

②関小学校 13：55 着

↓

③乳幼児センターアスレ 14：00 着
(加太保育所おやつ積込)

↓

④加太保育所 14：15 着 (午後おやつ配送と昼食回収)

↓

⑤乳幼児センターアスレ 15：00 着

15：00 食缶・食器洗浄

↓

16：00 消毒